

令和6年御嵩町議会第3回定例会会議録

1. 招集年月日 令和6年9月4日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 令和6年9月4日 午前9時 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 報告第8号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
 - 認定第1号 令和5年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第2号 令和5年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第3号 令和5年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第4号 令和5年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第5号 令和5年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
 - 認定第6号 令和5年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
 - 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度御嵩町一般会計補正予算（第2号））
 - 議案第40号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 - 議案第41号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 - 議案第42号 御嵩町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第43号 令和6年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について
 - 議案第44号 令和6年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
 - 議案第45号 令和6年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
 - 議案第46号 令和6年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
 - 議案第47号 令和6年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）について
 - 議案第48号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

議事日程第1号

令和6年9月4日（水曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

(1) 会期

(2) 会期及び審議の予定表

日程第3 諸般の報告

議長報告 3件

(1) 例月現金出納検査の結果について（報告）（令和6年5月分から7月分まで）

(2) 議員派遣報告書

(3) 議員による職員への政党機関紙の庁舎内勧誘行為の中止を求める陳情書

町長報告 1件

報告第8号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第4 議案の上程及び提案理由の説明 16件

認定第1号 令和5年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和5年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 令和5年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 令和5年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 令和5年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

認定第6号 令和5年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度御嵩町一般会計補正予算（第2号））

議案第40号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案第41号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案第42号 御嵩町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第43号 令和6年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について

- 議案第44号 令和6年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第45号 令和6年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第46号 令和6年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第47号 令和6年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第48号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案の審議及び採決 9件

- 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度御嵩町一般会計補正予算（第2号））
- 議案第40号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第41号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第42号 御嵩町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第43号 令和6年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について
- 議案第44号 令和6年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第45号 令和6年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第46号 令和6年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第47号 令和6年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）について

出席議員（12名）

議長 大 沢 まり子	1 番 鈴 木 篤 志	2 番 広 川 大 介
3 番 山 田 徹	5 番 可 児 さとみ	6 番 鈴 木 秀 和
7 番 清 水 亮 太	8 番 奥 村 悟	9 番 伏 屋 光 幸
10番 高 山 由 行	11番 岡 本 隆 子	12番 谷 口 鈴 男

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 辺 幸 伸 副 町 長 筒 井 幹 次

教 育 長 奥 村 恒 也
企 画 部 長 田 中 克 典
建 設 部 長 早 川 均
総 務 課 長 土 谷 浩 輝
まちづくり課長 荻 曾 弘 太 郎
住民環境課長 金 子 文 仁
福祉子ども課長 古 川 孝
上下水道課長 可 児 英 治
亜炭鉱廃坑
対策室長 木 村 公 彦
生涯学習課長 日 比 野 克 彦

総 務 部 長 各 務 元 規
民 生 部 長 中 村 治 彦
教 育 参 事 兼
学 校 教 育 課 長 高 木 雅 春
企 画 課 長 山 田 敏 寛
税 務 課 長 丸 山 浩 史
保 険 長 寿 課 長 大 久 保 嘉 博
農 林 課 長 渡 辺 一 直
建 設 課 長 石 原 昭 治
会 計 管 理 者 塚 本 政 文

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 日比野 浩 士

議 会 事 務 局
書 記 井 戸 芳 枝

開会の宣告

議長（大沢まり子さん）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しています。

したがって、令和6年御嵩町議会第3回定例会は成立しましたので、開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、よろしくお願いいたします。

なお、岐阜新聞社様より撮影の依頼がありましたので、これを許可いたします。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく申し上げます。

会議録署名議員の指名

議長（大沢まり子さん）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、2番 広川大介さん、3番 山田徹さんの2名を指名いたします。

会期の決定

議長（大沢まり子さん）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る7月26日の議会運営委員会において、本日より9月26日までの23日間と決めていただきました。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日より9月26日までの23日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の議案の審議等の予定は、お手元に配付しました会期及び審議の予定表のとおり行いたいと思いますので、お願いいたします。

次に、町長挨拶、渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

皆さん、おはようございます。

本日は、令和6年御嵩町議会第3回定例会を招集させていただきましたところ御参集賜り、誠にありがとうございます。

9月26日までの23日間にわたりまして、数多くの案件につきまして御審議を賜ります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

初めに、本定例会が開催されるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

つい先日、日本に上陸いたしました台風10号の影響で、近隣の蒲郡市では土砂崩れにより3名の方が死亡するなど、全国の広い地域で人が家屋の倒壊、浸水などの多くの被害が発生をいたしました。この台風により亡くなられた方やその御家族にお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

本町におきましても、短期間で可児川門前橋の観測水位が避難判断水位に到達したことにより、避難情報である高齢者等避難を発令するとともに、町内4か所で避難所を開設する事態となりました。改めて集中豪雨の怖さを実感するとともに、対策の必要性について認識を強くしたところでございます。

また、本年の元旦に発生いたしました能登半島地震に続き、先月8日には宮崎県日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生いたしました。この地震では、本町を含む南海トラフ地震の想定震源域におきまして、大規模地震の発生可能性が平常時に比べて相対的に高まっていると考えられたため、気象庁は令和元年に現行制度の運用が始まって以来、初めて南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表いたしました。本町の体制も当然初めてのことにはなりましたが、すぐさま警戒本部を立ち上げ、今後の対応方針を協議したところでございます。

台風をはじめ、近年激甚な被害をもたらしている自然災害に対しましては、ソフト対策をはじめとした十分な準備と対策が講じられ、迅速な情報収集、関係機関との密接な連携が図られるなど、きめ細かい対応が必要となるため、様々な想定を行いながら日々備えていきたいと考えております。

次に、先頃までパリオリンピックが開催され、さらに現在、パリパラリンピックが開催されておりますが、本町のスポーツ振興について少し触れさせていただきたいと思えます。

夏休み期間中に開催されました様々な種目での全国大会に出場するため、町内の小学生から高校生までの多くの方に表敬訪問をしていただきました。個人種目であったり団体種目であったり様々でございますが、それぞれが日頃からの努力を重ねて全国への切符を手にしたことは大変すばらしく喜ばしいことではございました。

また、去る7月5日には、上之郷小学校と御嵩小学校において湊部屋から3名の力士をお招きし、力士との触れ合いふれあい授業を開催いたしました。さらに、7月20日、7月27日、8月3日の3回にわたり、御嵩小学校や向陽中学校において、中京大学の名誉教授であり上之郷

地区在住の安藤好郎先生をお招きし、走り方教室を実施いたしました。

これらの活動は、青少年育成として子供たちの夢を育むことにつながると思っております。学校と地域が連携して将来活躍できる選手を育成するなど、今後もスポーツ環境の整備を進めていきたいというふうに思っております。

続いて、6月の第2回定例会以降の町政及び本町を取り巻く話題のうち、主な事柄について何点か御報告申し上げます。

現在進めております新庁舎等整備事業について御報告を申し上げます。

新庁舎等整備事業につきましては、第2回定例会でも申し述べましたとおり、今後の具体的な方針を決めるに当たり、住民代表機関である議会と一定の合意の下、進めていく必要があると考え、町長及び議長を共同座長とする御嵩町及び御嵩町議会新庁舎等整備事業懇談会の設置を議会に提案し、6月12日以降7月31日までという短い期間ではありましたが、全議員の方に御出席いただき、全5回にわたり集中的に議論を重ねていただきました。町からの提案に対し、様々な角度から御意見をいただき、今後先へ進むための共通理解に向けて大変意義ある意見交換ができたものというふうに思っております。この場をお借りして改めて感謝を申し上げます。

懇談会では、新庁舎の位置及び見直しの内容に係る是非を中心とした議論を進め、町と議会、両者が一定の合意に達したことから、先般、8月19日から26日にかけて今後の方針に関する町民説明会を町内3会場において開催したところでございます。

今回の方針決定に関しましては、町民の安全・安心を守り早期に先へ進めていくための大きな方向性を示したものであり、お示しさせていただきましたとおり、新庁舎の構造や規模を見直しつつ事業費削減を徹底的かつ確実に図っていくよう努めてまいります。

なお、町民の皆様に関わる利便性やサービス面といった庁舎機能などにつきましては、社会情勢の変化に対応すべく、今後、ワークショップや車座懇談会などにおいて町民の皆様より御意見、アイデアをお聞きし、より町民の皆様が使いやすい形となるよう進めてまいります。

新庁舎等整備事業の本格的な再スタートに向け必要となる条例改正や予算計上などは、今後早急に順次提出してまいりたいと思っております。町と議会と一緒に町民の皆様の理解を得ながら期待に応えられるよう事業を進めてまいりたいと思っておりますので、引き続き御理解と御協力のほどよろしくお願いいたしたいと思っております。

続きまして、リニア発生土置き場計画について御報告を申し上げます。

去る5月15日、報道で明らかになりました瑞浪市大湫町地内で発生いたしましたリニア中央新幹線のトンネル掘削が原因と見られる地下水位の低下につきましては、岐阜県環境影響評価審査会地盤委員会にて、JR東海から報告された影響範囲の把握や原因、環境保全措置が適切であるかなどの確認が進められているところでございます。本町は、当委員会における議論の

内容に今後も注視していくとともに、地下水位低下の現状や置場の協議方針の現状について直接説明させていただく場が必要と考え、7月にリニア本線及び発生土置場に近接する美佐野自治会、次月自治会を対象に、8月に上之郷地区の自治会長を対象に、リニア事業に関する説明、意見交換会を開催してまいりました。また、この9月7日には、全町民の方を対象とした説明、意見交換会を開催いたします。

地下水位の低下につきましては、まだ解決に至る道筋が不透明なところではございますが、引き続き情報収集に当たりながら、本町としてできる準備に備えてまいりたいと思っております。

亜炭鉱跡対策事業について御報告を申し上げます。

南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業につきましては、第2回定例会で工事請負契約の変更について議決をいただきました3つの工事が完了し、現在は残る2つの工事を進めております。現在の工事は設計を上回る充填量が見込まれており、日々充填量の集計と今後の工事の進捗も含め、精査を繰り返しているところでございます。

また、近い将来、南海トラフ巨大地震の発生が懸念される中、本町にはまだ多くの亜炭鉱廃坑が残されており、この対策は引き続き進めていく必要があります。今年度で最終年を迎える予防事業について、継続いただきますよう国に対して要望活動をさらに加速してまいりたいと思っておりますので、引き続き御理解と御協力をお願いいたします。

去る8月16日に、大阪府泉佐野市とふるさと逸品協定を締結いたしました。このふるさと逸品協定は、それぞれのまちの特産品を逸品と位置づけてお互いの魅力をPRしていくことやイベントなどで相互交流を行いながら自治体間の連携・交流を深めることを目的とするものでございます。

今回、本町からのふるさと逸品は、上之郷地区で栽培されている舂五山茶と舂五山茶を使用した、ええもんの認定品を「舂五山茶スイーツ」と総称して選定いたしました。

認定品の選定及び本町との協定締結の契機は、泉佐野市には本町と同名の上之郷という地区があり、その地区にある上之郷小学校と岐阜県御嵩町にある上之郷小学校の間で交流が行われたことにあります。

今後の相互交流といたしましては、10月に開催される「よってりゃあみたけ」に泉佐野市ブースとして出店していただくことや、2025大阪・関西万博に関連した泉佐野市での取組に本町も参加させていただくことを予定しております。そのほかにも、お互いの特産品を使用したコラボ商品の制作など、交流がさらに深まっていくこと、広まっていくことを期待するとともに、特産品交流に限らず、まちづくりや文化、災害時など、様々な視点で広域的な交流・連携を図っていったらというふうに思っております。

「清流の国ぎふ」文化祭2024につきましては、いよいよ10月14日から11月24日にかけて開催がされます。町では、開催機運を盛り上げる県民運動として、地域の文化を見詰め直し、それを地域の推しとしてオブジェの制作を行う清流文化地域推し活動、通称、愛称でございますが、「ちーオシ」に取り組んでまいりました。

本町の推しは、次世代を担う町内小・中学生の意見を尊重し、本町の未来に残し、つなげていきたいものとして、願興寺・可児才蔵・中山道・舳五山茶に決定し、文化祭の総合プロデューサーが作成した推しのデザイン画を基にオブジェの制作を5月から進めてまいりました。

制作に当たっては、5月26日、6月29日、7月21日と計3回にわたってワークショップを開催し、小・中学生や商工会青年部の方々にも参加をしていただきオブジェを完成させました。完成したオブジェは9月上旬までは中山道みたけ館2階で展示をしており、10月14日の総合開会式の会場である岐阜メモリアルセンターで愛ドームにおいても他市町村のオブジェとともに披露されますので、ぜひ多くの方に御覧いただきたいというふうに思います。

また、本町では、今回の国民文化祭に際し、地域文化発信事業として、町村レベルでは最も多いで7つの事業を実施することとしております。町外の方だけではなく、町民の皆様に対しても文化芸術に触れる機会として本町の魅力ある地域文化を発信していきたいというふうに思います。今回の補正予算にも情報発信を行うための予算を計上しております。これらを一過性に終わらせることなく、町民が文化に触れるきっかけとして継続的に事業・イベント化することで、担い手育成、伝承を図ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

伏見小学校大規模改造事業につきましては、先月9日に仮設校舎の引渡しを受け引っ越しを経て、同29日には無事始業式を迎えることができました。引っ越しに当たって御協力いただきました先生方をはじめ学校運営協議会の皆様、PTAや保護者の皆様など、関係者の皆様に深く感謝を申し上げます。本来の目的である校舎の大規模改造工事が完了するまでの間につきましては大変御不便をおかけいたしますが、今後の工事についてもスケジュールどおり進められるよう受注者との連携を密にして取り組んでまいりますので、引き続き御理解と御協力をよろしく願いいたします。

最後に、本定例会に提出いたしました案件について申し述べます。

専決処分の承認を求めることにつきましては、去る7月24日に発生いたしました突風の影響により破損いたしました板良住宅の屋根に係る復旧工事のため、8月14日に専決処分を行いました御嵩町一般会計補正予算（第2号）に係る承認議案を提出するものでございます。

人事案件につきましては、任期満了に伴う人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについて及び御嵩町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてに関し、それぞれ議案を提出するものでございます。人権擁護委員につきましては再任1名、新任1名、御嵩町教育

委員会につきましては再任1名となっております。

続いて、令和6年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）の概要について御説明申し上げます。

まず、歳入につきましては、国庫負担金として児童手当の制度改正に伴う支給対象範囲の拡充に対する交付金を3,295万7,000円、国庫補助金として物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金について、低所得世帯支援給付金事業や定額減税に伴う調整給付金事業の実施に伴い2億6,327万6,000円を、水道料金減免事業や水道料金支援事業の実施に伴い2,715万円をそれぞれ計上しております。

次に、歳出の主なものとして、総務費では、稲荷台団地の急傾斜地崩壊対策を実施するためののり面対策工事に係る設計業務委託料として903万4,000円を計上しております。

民生費では、低所得世帯支援給付金や定額減税調整給付金として2億5,750万円を計上したほか、制度改正に伴う児童手当額として4,138万円を計上しております。

衛生費では、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を目的に水道料金の減免を実施する事業として2,699万6,000円を、土木費では、自治会要望などを踏まえたカラー舗装や区画線の引き直しなどの道路維持工事費として1,883万7,000円を、教育費では、上之郷小学校のバリアフリー対応のための屋外スロープ設置工事費として547万8,000円をそれぞれ計上しております。

これらを踏まえて、補正予算額は歳入歳出ともに5億1,989万6,000円を追加する内容となっております。

以上、町政及び本町を取り巻く話題とともに、主な提出議案の概要、令和6年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

本定例会に提出する案件といたしましては、町長報告1件、認定案件6件、承認案件1件、人事案件3件、一般会計をはじめとする補正予算が5件、条例1件の合計17件でございます。

後ほど担当から詳細について説明を申し上げます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。以上でございます。

議長（大沢まり子さん）

ただいま議事日程の進行が前後してしまいまして、大変申し訳ございませんでした。

次に進めてまいります。

諸般の報告

議長（大沢まり子さん）

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してあります緑色の諸般の報告つづりを御覧ください。

1. 例月現金出納検査の結果について（報告）（令和6年5月分から7月分まで）、2. 議員派遣報告書、3. 議員による職員への政党機関紙の庁舎内勧誘行為の中止を求める陳情書、以上の3件が議長宛てにありました。その写しを配付させていただき、議長報告に代えさせていただきます。

以上で議長報告を終わります。

続きまして、町長報告を行います。

報告第8号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務課長 土谷浩輝さん。

総務課長（土谷浩輝さん）

おはようございます。

それでは、報告第8号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について御説明いたします。

諸般の報告つづり1ページをお願いいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、去る8月5日、監査委員の審査に付し、その意見をつけて報告するものであります。

次のページ、2ページをお願いします。

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの健全化判断比率、さらに公営企業における資金不足比率を一覧表にまとめてあります。

監査委員の意見書は、3ページから6ページに掲載させていただきました。いずれも適正に作成されているものと意見をいただいておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、それぞれの比率の算定結果を説明させていただきますので、資料つづり8ページをお開きください。

総括表②です。

初めに、実質赤字比率は、一般会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合であり、左側の表の中ほど、令和5年度一般会計決算の実質収支は小計欄のとおり1億8,952万6,000円の黒字であり、比率としましてはマイナス3.86%になります。

次に、連結実質赤字比率は、一般会計のみならず、特別会計、企業会計を含む全ての会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合であり、連結実質収支も右側の表の下段、合計欄を見させていただきますと10億3,994万6,000円の黒字であり、比率としましてマイナス21.21%になります。

9ページをお願いいたします。

総括表③です。こちらは、実質公債費比率の算出経過を表した表です。

実質公債費比率とは、一般会計などが負担する公債費が標準財政規模に占める割合です。中段の右端に掲載してありますとおり、令和3年度から令和5年度の3か年の平均で6.5%であり、早期健全化基準である25%を大きく下回っています。昨年報告しました比率は6.9%であり、0.4ポイント低くなっております。

10ページをお願いします。

総括表④です。

将来負担比率は、一般会計などが将来負担すべき借金残高などの実質的な債務が標準財政規模に占める割合であります。算出経過を掲載しておりますが、右下の枠の下に小さい数字がございますが、令和5年度の将来負担比率はマイナス112.1%となり、昨年度に続きバー表示となっております。昨年報告しました比率はマイナス91.5%ですので、さらにマイナスとなりました。

次に、公営企業における資金不足比率です。

8ページにお戻りください。

公営企業会計が一般会計に大きな影響を及ぼさないよう個々の会計の収支を事前にチェックするため、公営企業における資金不足比率というものが定められています。右の表を御覧いただきますと、令和5年度において水道事業会計は5億757万7,000円、下水道事業会計は1億2,381万3,000円とそれぞれ剰余額を計上しており、資金不足は発生しておりません。

今後とも法の目的にありますように財政の健全性を維持するため、毎年これらの比率を算定し、その結果を議会に報告するとともに住民へ公表させていただきます。

以上で、報告第8号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての説明を終わります。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（大沢まり子さん）

日程第4、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本定例会に提出されました認定第1号から認定第6号、承認第7号、議案第40号から議案第48号までの計16件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件16件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

初めに、決算認定についてです。

認定第1号 令和5年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務課長 土谷浩輝さん。

総務課長（土谷浩輝さん）

それでは、認定第1号 令和5年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

決算認定は、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付することとなっています。令和5年度決算は、この後、各常任委員会へ付託される予定ですので、私からは決算全体の概略説明をさせていただきます。

初めに、決算書113ページをお開きください。

実質収支に関する調書です。令和5年度の歳入総額は115億8,209万1,111円、歳出総額は113億7,119万6,098円で、歳入歳出差引額は2億1,089万5,013円です。このうち翌年度への繰り越すべき財源が2,136万9,000円ありますので、差引実質収支額は1億8,952万6,013円となりました。昨年度と比較し、1億256万7,159円の減となっております。

次に、189ページをお願いします。

このページから最終ページまでは財産に関する調書であり、公有財産や基金など令和5年度中の増減をお示ししています。

189ページ、190ページの公有財産の1. 土地・建物につきましても令和5年度中の増減欄に数字が入っていますが、詳細は令和5年度主要な施策の成果に関する説明書の一番最後のページ、55ページに内容を掲載していますので、決算書と併せて後ほどのお目通しをお願いいたします。

次に、一般会計・特別会計歳入歳出決算に関する説明書において御説明いたしますので、1ページからお願いをいたします。

1ページ、2ページでは、一般会計及び特別会計の決算の概要を簡潔にまとめています。

5ページ、6ページをお願いします。

一般会計の決算総括表の歳入です。

歳入決算額は、先ほども申し上げましたが、収入済額のC欄の歳入合計欄に表示してあり115億8,209万1,111円です。対前年度23億9,996万6,245円の増、率にして26.1%増額しました。

それでは、昨年度決算額と比較し、増減額が大きいもの、特徴的なものを中心に款ごとに説

明いたします。

最初に、款01町税は2,585万円ほど増となりました。町民税法人分は一部企業の収益の減少により減額となりましたが、町民税個人分は賃上げなどにより給与所得が増えたことにより増額となっております。

次に、款02地方譲与税から款12交通安全対策特別交付金は、それぞれ国税や県税などにに基づき交付される各種交付金です。真ん中辺り、款11地方交付税のうち普通交付税の決算額は17億5,563万2,000円と、前年度と比べ5,935万8,000円の増額となりました。

続いて、款13分担金及び負担金です。対前年度比498万9,000円ほどの増、率として17.4%の増となりました。増額の主な要因は、古屋敷頭首工補修工事の実施に伴う分担金収入や養護老人ホームに係る措置費負担額の増によるものです。

次に、款15国庫支出金です。対前年度比で1億779万円ほどの減額です。減額の主な要因は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費補助金の皆減や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、ワクチン接種事業に係る補助金の減などによるものであります。

その下、款16県支出金です。対前年度比では6,600万円ほどの増となりました。増額の主な要因は、東濃高校グラウンドにおける防災工事に伴う県負担金の皆増、障害者自立支援給付費負担金の増などによるものであります。

次に、その2つ下、款18寄附金では1,470万円ほどの増となりました。こちらは、ふるさとみたく応援寄附金の収入額が昨年度と比べ1,597万円ほどの増であったことが主な増額の要因であります。

最後に、款21諸収入です。対前年度比で24億3,250万円ほどの増となりました。これは、亜炭鉱跡対策に係る工事費に応じて亜炭鉱跡対策事業助成金が増額となったことが主な要因であります。

続きまして、7ページ、8ページを御覧ください。

一般会計歳出決算の総括です。こちらでも増減の大きいものについて説明をさせていただきます。

まず、款02総務費では、対前年度比で1億6,146万円ほどの減となりました。庁舎整備事業の減や庁舎整備基金、減債基金への積立ての減、新型コロナウイルス感染症対策事業の減額などが主な要因です。

その下、款03民生費は、対前年度比で4,180万円ほどの減額となりました。主な要因は、物価高騰等による緊急支援給付金事業や住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の減などによるものです。

款04衛生費は、新型コロナウイルスワクチンの接種件数が落ち着き、事業費が減となったこ

とが主な要因となり、衛生費全体では4,800万円ほどの減額となりました。

次に、款06農林水産業費です。こちらは、対前年度比で7,230万円ほどの増となりました。この主な要因は、再造林業務の実施や古屋敷頭首工の補修工事の実施などによるものであります。

続いて、款08土木費です。こちらは1億1,500万円ほどの増額となりました。これは、道路や橋梁などの維持事業や都市計画基本修正業務の皆増が主な要因となりました。

次に、款09消防費ですが、対前年度比で24億円ほどの増額となりました。これは、継続費にて実施しております垂炭鉱跡対策に係る事業費が約23億9,000万円の増額となったことが主な要因でございます。

最後に、款11災害復旧費ですが、昨年度発生した長瀬洞地区での特定鉱害復旧工事の減に伴い、約4,800万円ほどの減となりました。

一般会計全体の歳入歳出決算状況につきましては以上となります。

19ページをお願いします。

この19ページから24ページまでが町税等の収納状況表であります。税目ごとにそれぞれ調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額をお示ししております。

次に、25ページから30ページまでは節別の執行状況表を掲載しております。

次に、31ページから34ページは人件費等明細表です。予算科目ごとに職員数、人件費が載せてあります。備考欄には、それぞれの報酬の支払い対象者の内訳を掲載しております。

37、38ページは各会計の過去10年間にわたる歳出決算額の推移です。

次の39ページは地方債の年度末残高の一覧になります。事業区分ごとに借入金額、償還金額、年度末残高を載せております。

令和5年度一般会計におきましては、新たに1億8,325万7,000円の借入れをし、元金5億224万2,000円を償還していますので、差引年度末残高は50億6,522万7,000円で、前年度末と比較し3億1,898万5,000円の減、残高の縮減となりました。

40ページは、地方消費税交付金のうち社会保障財源化分の用途状況と入湯税の用途状況をお示ししております。

43、44ページは、令和4年度から令和5年度に繰越しした事業の決算額とその特定財源をお示しする資料となっております。

別冊において主要な施策の成果に関する説明書をお配りしております。

また、この後御報告いただけたと思いますが、監査委員による決算審査意見書つづりをお配りしておりますので、併せて後ほどお見通しをお願いいたします。

以上で、認定第1号 令和5年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定についての説明を終わり

ます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子さん）

認定第2号 令和5年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 令和5年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 令和5年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、以上3件、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 大久保嘉博さん。

保険長寿課長（大久保嘉博さん）

それでは、認定第2号、第3号、第4号の3件を続けて御説明させていただきます。

初めに、認定第2号 令和5年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明させていただきます。

決算書の139ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額が21億3,689万3,590円、歳出総額が20億8,496万6,113円となり、実質収支額は5,192万7,477円となりました。

詳細について説明させていただきますので、令和5年度一般会計・特別会計歳入歳出決算に関する説明書の9ページをお願いいたします。

初めに歳入です。

款01国民健康保険税につきましては、現年度分と滞納繰越分を合わせた全体の収入済額につきましては、還付未済額を含み3億8,854万1,659円で、被保険者数の減少などにより、対前年度1,070万9,408円の減となりました。

不納欠損につきましては、424万5,268円の処分を行いました。

収入未済額につきましては、収入に還付未済額を含み6,197万8,066円、収納率の向上などもあり対前年度1,098万9,277円の減となりました。収納率は85.4%、対前年度1.1ポイントの増となりました。

款03県支出金は、歳出における保険給付費などに対する交付金で15億6,421万9,687円、医療費などの減額に伴い対前年度4,431万6,038円の減となりました。

款05繰入金は、一般会計からと国民健康保険基金の繰入れで1億3,206万1,247円、国民健康保険基金繰入金の増額などから対前年度337万5,545円の増となりました。

款07諸収入は、国民健康保険税の延滞金、被保険者からの返納金などで1,322万6,350円、一般被保険者返納金の増額などから対前年度233万7,211円の増となりました。

不納欠損につきましては、一般被保険者返納金の過年度分20万1,857円の処分を行いました。

収入未済額につきましては、一般被保険者返納金として14万7,049円、対前年度23万6,327円の

減となりました。

款08国庫支出金は、出産育児一時金臨時補助金などで7万円となりました。

次に、歳出の説明をさせていただきますので、11ページをお願いいたします。

款01総務費は、国民健康保険業務に係る一般管理費、賦課徴収費などで1,823万4,800円、印刷費の増額などから対前年度35万5,873円の増となりました。

款02保険給付費は15億461万587円で、医療費の減額などから対前年度4,483万7,808円の減となりました。

款03国民健康保険事業費納付金は、県より算定された医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の事業費納付金について国民健康保険税などを財源として県に納付するもので5億2,346万3,926円、医療費の減額などにより、対前年度2,689万2,216円の減となりました。

款04保健事業費は、疾病予防事業、特定健診事業、受診勧奨事業などによるもので2,533万7,278円、健康診断助成件数の増加などにより、対前年度286万2,314円の増となりました。

款05基金積立金は、国民健康保険基金へ7万79円の積立てを行い、現在高で4億2,226万6,220円となりました。

款06諸支出金は、令和4年度県からの保険給付費等交付金の精算に伴い償還金を行い1,324万9,443円、対前年度167万1,673円の増となりました。

主なもののみ説明をいたしました。後ほど23ページ、収納状況表など、ほかの資料も含めてお目通しをお願いいたします。

以上で、認定第2号 令和5年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わります。

次に、認定第3号 令和5年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御説明をさせていただきます。

決算書の153ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計の実質収支に関する調書ですが、令和5年度の歳入総額は2億8,905万4,750円、歳出総額は2億8,075万9,519円で、実質収支額は829万5,231円となりました。

では、こちらも詳細について説明させていただきますので、歳入歳出決算に関する説明書の13ページをお願いいたします。

初めに、上段、歳入です。

款01保険料につきましては、後期高齢者医療保険料の特別徴収分と普通徴収分の現年度分、滞納繰越分を合わせた全体の収入済額につきましては、還付未済額を含み2億21万6,700円で、被保険者数の増加などにより、対前年度1,625万6,800円の増となりました。

不納欠損による処分はありませんでした。

収入未済額につきましては、マイナスの65万9,300円となっておりますが、収入から還付未済額を除きますと68万5,500円、対前年度55万7,000円の増となりました。収納率につきましては100.3%となっておりますが、収入から還付未済額を除きますと99.7%、対前年度0.2ポイントの減となりました。

款03後期高齢者医療広域連合支出金は、保健事業などに対する委託料で708万1,138円、すこやか健診の受診率減少などにより、対前年度74万1,685円の減となりました。

款04繰入金は、事務費、保健事業費などに対する一般会計からの繰入金で7,357万1,652円、保険基盤安定繰入金の増額などにより、対前年度593万633円の増となりました。

次に、下段、歳出の説明をさせていただきます。

款01総務費は、後期高齢者医療保険業務に係る一般管理費徴収費で261万3,218円、令和4年度は自己負担割合変更による被保険者証発送が2回ございましたが、令和5年度は発送が1回となるなど、対前年度105万721円の減となりました。

款02後期高齢者医療広域連合納付金は、後期高齢者医療保険料や基盤安定負担金などを岐阜県後期広域連合に納付するもので2億6,859万7,252円、保険料、基盤安定負担金の増額などにより、対前年度2,211万2,828円の増となりました。

款03保健事業費は、ぎふ・すこやか健診、ぎふ・さわやか口腔健診などの事業費で751万6,784円、対象者数の増加などにより、対前年度47万5,670円の増となりました。

款04諸支出金は203万2,265円、令和4年度一般会計繰入金精算による増額などにより、対前年度125万4,317円の増となりました。

こちらにも主なもののみ説明をいたしましたが、後ほど23ページの収納状況表など、ほかの資料を含めてお目通しをよろしく願いいたします。

以上で、認定第3号 令和5年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わります。

最後に、認定第4号 令和5年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明をさせていただきます。

介護保険特別会計につきましては、令和5年度も保険事業勘定と介護サービス事業勘定に分けて執行させていただきました。

それでは、保険事業勘定の決算から説明をさせていただきますので、決算書の177ページをお願いいたします。

介護保険特別会計の実質収支に関する調書ですが、歳入総額が21億4,547万2,986円、歳出総額が19億8,897万3,472円となり、実質収支額は1億5,649万9,514円となりました。こちらは保険事業勘定のものでございます。

詳細について説明をさせていただきますので、歳入歳出決算に関する説明書の15ページをお願いいたします。

上段、歳入です。

款01保険料につきましては、介護保険料の特別徴収分と普通徴収分の現年度分、滞納繰越分を合わせた全体の収入済額につきましては、還付未済額を含み4億7,368万9,210円、対前年度912万1,997円の増となりました。

不納欠損につきましては、193万7,480円の処分を行いました。

収入未済額につきましては、収入に還付未済額を含み469万50円、対前年度45万1,960円の減となりました。収納率につきましては98.6%で、対前年度0.1ポイントの増となりました。

款03国庫支出金は3億8,475万3,033円で、介護給付費の増額などにより、対前年度1,178万2,275円の増となりました。

款04支払基金交付金は5億3,682万5,000円で、こちらも介護給付費の増額などにより、対前年度8,496万6,000円の増となりました。

款05県支出金は2億5,602万1,145円で、こちらも介護給付費の増額などにより、対前年度1,079万6,253円の増となりました。

款06繰入金は、事務費、介護給付費、地域支援事業費などに対する一般会計からの繰入金、地域支援事業費の精算などによる介護サービス事業勘定からの繰入金、介護給付費準備基金からの繰入金、合わせて3億7,487万2,361円で、基金繰入金の増額などにより、対前年度9,056万4,490円の増となりました。

款07財産収入は、介護給付費準備基金の利息で1,865円となりました。

次に、下段、歳出について説明をさせていただきます。

款01総務費は、介護保険業務に係る一般管理費、徴収費などで1,953万8,567円、令和6年度の制度改正に伴うシステム改修、認定審査会負担金などの増額により、対前年度234万3,856円の増となりました。

款02保険給付費は17億112万5,988円で、介護給付費の増額などにより、対前年度9,881万3,012円の増となりました。

款03基金積立金は、介護給付費準備基金へ1億4,491万1,865円の積立てを行いました。

款04諸支出金は、令和4年度の国・県などの負担金の精算による償還金などで3,145万5,010円、対前年度3,162万1,590円の減となりました。

款05地域支援事業費は9,194万2,042円で、介護予防・日常生活支援総合事業対象者の増加などにより、対前年度260万5,474円の増となりました。

続きまして、介護サービス事業勘定について説明をさせていただきますので、決算書の187

ページをお願いいたします。

介護サービス事業勘定に関する実質収支に関する調書ですが、歳入総額が782万5,456円、歳出総額が666万5,921円となり、実質収支額は115万9,535円となりました。

こちらも詳細について説明をさせていただきますので、歳入歳出決算に関する説明書の17ページをお願いいたします。

上段、歳入です。

款01サービス収入は、介護予防のケアプラン作成に係る手数料で705万2,280円、ケアプラン作成件数の増加により、対前年度50万580円の増となりました。

次に、下段、歳出について説明をさせていただきます。

款01事業費は252万1,745円で、介護予防プランの作成に対する委託料の減などにより、対前年度56万3,779円の減となりました。

款02諸支支出費は、保険事業勘定への繰出金で414万4,176円、対前年度135万9,874円の減となりました。

こちらも主なもののみ説明をいたしましたが、後ほど23ページの収納状況表など、ほかの資料も含めてお目通しのほどよろしく願いをいたします。

以上で、認定第2号、第3号、第4号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（大沢まり子さん）

認定第5号 令和5年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、認定第6号 令和5年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 可児英治さん。

上下水道課長（可児英治さん）

それでは、上下水道課所管の上程議案2件について御説明させていただきます。

議案書は2ページになります。

今回上程いたしました認定第5号及び認定第6号は、いずれも事業会計の決算について、地方公営企業法第32条第2項及び第30条第4項の規定により、議会の議決及び認定を求めるものであります。

初めに、認定第5号 令和5年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明いたしますので、別冊の水色の表紙、水道事業会計決算書を御用意願います。

まず、令和5年度の水道事業の概要から御説明します。

14ページをお願いします。

3. 業務の(1)業務量です。

2の年度末給水件数は当年度6,677件で、前年度比14件の増加となりました。続きまして、6の年間総配水量は219万7,264立方メートル、7の年間有収水量は203万2,870立方メートルとなり、8の年間有収率は92.5%、前年度比では3.6ポイントの上昇となりました。

続きまして、決算書の1ページ、2ページをお願いします。

令和5年度御嵩町水道事業決算報告書でございます。

初めに、1の収益的収入及び支出を御説明いたします。

表の左側の区分、右ページの決算額にて御説明いたします。

収入の第1款水道事業収益の決算額は6億5,830万1,767円です。このうち第1項の営業収益は、水道使用料などで5億1,975万9,615円。

第2項営業外収益は、長期前受金戻入などで1億3,854万2,152円。

第3項の特別利益はございませんでした。

次に支出です。

第1款水道事業費用の決算額は6億287万3,274円です。このうち第1項の営業費用は、県水受水費、減価償却費などで5億9,391万9,022円。

第2項の営業外費用は、企業債利息、消費税などで895万4,252円。

第3項の特別損失並びに第4項の予備費の支出はございませんでした。

次に、3ページ、4ページをお願いします。

こちらは資本的収入及び支出です。

収入から御説明いたします。

第1款資本的収入の決算額は2,186万5,000円です。このうち第1項の出資金はございませんでした。

第2項の負担金は、給水申込金などで1,718万2,000円。

第3項の補助金は、生活基盤施設耐震化等交付金で468万3,000円でした。

次に支出です。

第1款の資本的支出の決算額は1億4,479万3,137円です。このうち第1項の建設改良費は1億3,224万8,715円。

第2項の償還金は、企業債元利償還金で1,254万4,422円です。

欄外の補填説明でございます。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億2,292万8,137円は、以下のとおり補填いたしました。

次に、5ページをお願いします。

損益計算書です。

消費税及び地方消費税は抜きとなっております。

当年度の純利益は、下から4行目に記しました4,550万1,075円となりました。これに前年度繰越利益剰余金とその他未処分利益剰余金変動額を合わせた当年度未処分利益剰余金は9,441万4,676円です。

次の7ページは剰余金計算書となります。後ほどお見通しいたき、8ページをお願いします。

剰余金処分計算書です。

先ほど5ページの損益計算書にて御説明いたしました当年度未処分利益剰余金9,441万4,676円のうち、議会の議決による処分数として4,550万1,075円を建設改良積立金に積み立て、1,254万4,422円を資本金へ組み入れようとするものであります。

以降、9ページ、10ページには貸借対照表、事業報告書及び附属書類として11、12ページには事業の概要、13ページには改良工事の概況、14ページからは業務内容を掲載しております。

18ページをお願いします。

キャッシュ・フロー計算書になります。

令和5年度中の現金の増減を業務活動、投資活動、財務活動ごとにお示したもので、最下段の資金期末残高は5億4,823万1,088円となりました。

19ページから21ページは収益費用明細書、22ページは資本的収入及び支出、24ページから25ページは固定資産明細書、26ページは企業債明細書です。令和5年度末の未償還残高は、表の一番下段、9,592万1,655円となります。

27ページは注記、28ページから29ページは消費税及び地方消費税算出表となります。

以上で、認定第5号 令和5年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について説明を終わります。

続きまして、認定第6号 令和5年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明いたしますので、別冊のピンク色の表紙、下水道事業会計決算書を御用意願います。

まず、令和5年度の下水道事業の概要から御説明します。

14ページをお願いします。

3. 業務の(1)業務量です。

2の処理区域内人口は当年度1万3,798人で、前年度比10人の減少となりました。続きまして、6の年間汚水処理水量は175万4,014立方メートル、7の年間有収水量は114万3,641立方メートルとなりましたので、8の年間有収率は65.2%、前年度比では0.4ポイントの低下となりました。

続きまして、決算書の1ページ、2ページをお願いします。

令和5年度御嵩町下水道事業決算報告書でございます。

初めに、1の収益的収入及び支出を御説明いたします。

表の左側の区分、右ページの決算額にて御説明いたします。

収入の第1款下水道事業収益の決算額は6億3,292万4,886円です。このうち第1項の営業収益は、下水道使用料収入などで2億398万5,252円。

第2項営業外収益は、他会計負担金、他会計補助金、長期前受金戻入などで4億2,893万9,634円でした。

第3項の特別利益はございませんでした。

次に支出です。

第1款下水道事業費用の決算額は5億7,373万1,767円です。このうち第1項の営業費用は、減価償却費、流域下水道維持管理負担金、委託料などで5億1,188万4,462円。

第2項の営業外費用は企業債利息などで6,184万7,305円。

第3項の特別損失並びに第4項の予備費の支出はございませんでした。

次に、3ページ、4ページをお願いします。

こちらは資本的収入及び支出です。

収入から御説明いたします。

第1款資本的収入の決算額は1億8,360万2,500円です。このうち第1項の企業債は下水道事業債で2,810万円。

第2項の出資金は、一般会計からの出資金1億3,549万7,000円。

第3項の他会計補助金は、一般会計からの補助金1,026万3,000円。

第4項補助金は、下水道整備に伴う国の補助金で200万円。

第5項受益者負担金及び分担金は、下水道整備に伴う受益者負担金などで774万2,500円です。

次に支出です。

第1款の資本的支出の決算額は4億6,027万2,505円です。このうち第1項の建設改良費は6,200万1,682円。

第2項の償還金は、企業債元利償還金で3億9,827万823円です。

欄外の補填説明でございます。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億7,667万5円は、以下のとおり補填いたしました。

次に、5ページをお願いします。

損益計算書です。

消費税及び地方消費税は抜きになっております。

当年度の純利益は、下から3行目に記しました5,537万5,402円です。そのうち未処分利益剰余金変動額が6,483万7,899円であり、一番下の行の当年度未処分利益剰余金は1億2,021万3,301円となります。

次の7ページは剰余金計算書となります。後ほどお目通しいただき、8ページをお願いします。

剰余金処分計算書です。

先ほど5ページの損益計算書にて御説明いたしました当年度未処分利益剰余金1億2,021万3,301円のうち、議会の議決による処分量として5,537万5,402円を減債積立金に積み立て、6,483万7,899円を資本金に組み入れようとするものであります。

以降、9ページ、10ページには貸借対照表、事業報告書及び附属書類として11ページからは事業の概況、13ページには改良工事の概況、14ページからは業務内容を掲載しております。

18ページをお願いします。

キャッシュ・フロー計算書になります。

令和5年度中の現金の増減を業務活動、投資活動、財務活動ごとにお示したもので、最下段の資金期末残高は2億5,024万911円となりました。

19ページから20ページ、収益費用明細書、21ページは資本的収入及び支出、22ページから23ページは固定資産明細書、24ページから28ページは企業債明細書です。

28ページに令和5年度末の未償還残高を記載しております。表の一番下段、31億6,655万5,283円となります。

29ページは注記、30ページから31ページは消費税及び地方消費税額算出表となります。

以上で、認定第6号 令和5年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について説明を終わります。

2件の議案について御説明させていただきました。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（大沢まり子さん）

ここで監査委員より、ただいま説明のありました決算認定に対する審査結果の報告をしていただきます。

監査委員 山田徹さん。

監査委員（山田 徹さん）

おはようございます。

それでは、お手元の意見書つづりをお開きいただきまして、令和5年度決算審査の意見書1ページを御覧ください。

令和6年8月19日付で作成したものでございますが、御嵩町長 渡辺幸伸様宛て、御嵩町監査委員 安藤雅博さん、それから私、山田徹の2人で審査をしております。

令和5年度各会計歳入歳出決算の審査意見について、地方自治法第233条第2項の規定により、令和5年度各会計歳入歳出決算書及び証拠書類その他政令で定める書類を審査した結果、次のとおり意見を提出する。

その下ですが、1. 審査の概要としましては、審査対象は御覧の4件の決算でございます。

それから、審査の期日は、令和6年8月5日、6日、7日の3日間をかけて行いました。

審査の手続については、各決算書、事項別明細書、各調書や書類に関しまして下3つの事項、①予算執行の適法性、効率性、②各計数の正確性、③財産の取得、管理及び処分の適正執行の確認ということに主眼を置いて審査させていただきました。

次の2ページに行きまして、2. 審査の結果ですが、その下に3項目ありますように、①予算の執行は適正かつ効率的に行われていると認められた。②決算の計数は正確であると認められた。それから、③財産の取得、管理及び処分は適正に行われていると認められたでございます。

総括についてはお見通しをいただきたいと思います。

それから、その下に行きまして、意見の中の共通事項ですが、2つ目の◎収納管理について、公債権と比べて市債権の滞納整理がなかなか進んでいないように見受けられましたので、市債権の滞納解消に向けて収納担当課間で連携を取りながら進めるよう意見を付しました。

それから、その下の◎不納欠損処理について、厳格な滞納整理の結果として適正な事務執行が行われていると認められますが、十分な調査と交渉の記録を確実に残した中で処理を行っていただくよう意見をつけました。

3ページに参りまして、◎契約事務につきまして、審査対象として抽出された契約に関して「御嵩町契約等事務の手引き」に基づいて必要書類等の確認をしましたが、おおむね適正に処理されておりました。

以下は後ほどお見通しをいただきたいと思います。

それから、5ページに行きまして、定額資金運用基金審査、国民健康保険高額医療費資金貸付基金の運用について審査をいたしました結果、適正に処理されているものと認めております。

次の6ページ、水道事業会計決算ですが、これは8月7日に審査をしております。

一番下、(1)経営の状態について、決算の内容を見ると、令和5年度においては給水原価が210.52円で供給単価を下回っており、経営状況は保たれているという判断で審査結果を報告させていただきます。

以下は後ほどお見通しを願いたいと思います。

それから、8ページは下水道事業会計ですが、こちらも8月7日に審査をしております。

9ページの(2)有収率については、前年度と比べ0.4ポイント下回っていますが、今後は70%以上を目指して努力されるようお願いする意見を付しております。

以上、総体的に全ての会計について計数等に関して適正に処理されているということを確認しておりますので、決算審査の意見として報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子さん）

ありがとうございました。

ここで暫時休憩いたします。再開予定時刻は10時45分といたします。

午前10時31分 休憩

午前10時45分 再開

議長（大沢まり子さん）

休憩を解いて再開いたします。

お手元に配付してあります議事日程につきまして、中身に少し誤りがありましたので、訂正したものを改めて配付させていただきましたので、交換をよろしくお願いいたします。

2点ございまして、表紙の議事日程というところの「(案)」というのがありましたが、これのないものを配付させていただきました。

それと、議案の審議及び採決の欄の承認第7号のところを令和6年度御嵩町一般会計「補正予算」というのが抜けておりましたので、修正したものを配付させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは続きまして、承認案件についてです。

承認第7号 令和6年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

総務課長 土谷浩輝さん。

総務課長（土谷浩輝さん）

それでは、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

議案つづりの3ページをお願いします。

令和6年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年8月14日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定によりその報告を行い、承認を求めるものでございます。

補正予算書の令和6年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）をお願いいたします。

表紙をおめくりいただき、2ページ。

第1条第1項で歳入歳出予算の総額に250万円を追加し、歳入歳出予算の総額を96億9,960万8,000円とする旨、規定しています。

6ページをお願いいたします。

まず歳入です。

款19繰入金、目01財政調整基金繰入金は、今回の歳出補正の財源として繰り入れたものです。

7ページをお願いします。

歳出です。

款08土木費、目01住宅管理費は、7月24日に発生しました突風により破損しました板良住宅の屋根の復旧工事のため、250万円を計上しております。

以上で、承認第7号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（大沢まり子さん）

続いて、人事案件についてです。

議案第40号及び議案第41号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、議案第42号 御嵩町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、以上3件、朗読を省略し、説明を求めます。

副町長 筒井幹次さん。

副町長（筒井幹次さん）

それでは、議案第40号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、議案第41号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての2議案を続けて説明させていただきます。

まず、議案つづりの4ページをお願いいたします。議案つづり4ページです。

人権擁護委員は御嵩町から5名の方に委嘱されておりますが、そのうち2名の方が本年12月31日をもって任期満了となりますので、次の2名の方を推薦させていただきたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

まず、お一人目は現人権擁護委員の伊左次一郎さんです。昭和36年1月30日生まれ、住所が御嵩町中1296番地です。

次に、議案つづりの5ページをお願いいたします。

もうお一方は、新たに推薦を予定しております加藤万智子さんです。昭和32年8月9日生まれ、住所が御嵩町上恵土1263番地3です。

以上2名の方を推薦させていただくものであります。

なお、任期は令和7年1月1日から令和9年12月31日までの3年間となります。

資料つづりの1ページ及び2ページに、それぞれ推薦候補者の履歴書を掲載しておりますので、お目通しの上、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第42号 御嵩町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

議案つづりの6ページをお願いいたします。

次の者を御嵩町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

現教育委員会委員の田中妙子さんが本年9月30日をもって任期満了となります。引き続き再任をお願いいたしたく、同意をお願いするものであります。

生年月日が昭和46年12月31日、住所は御嵩町中2390番地3、任期は令和6年10月1日から令和10年9月30日までの4年間となります。

資料つづりの3ページに履歴書を掲載しておりますので、お目通しの上、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（大沢まり子さん）

続いて、補正予算についてです。

議案第43号 令和6年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務課長 土谷浩輝さん。

総務課長（土谷浩輝さん）

それでは、議案第43号 令和6年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

一般会計補正予算書の第3号、2ページを御覧ください。

第1条第1項におきまして、歳入歳出予算の総額に5億1,989万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を102億1,950万4,000円とする旨、規定しています。

第2条では債務負担行為の補正について、第3条では地方債の補正について規定しています。それでは、まず債務負担行為の補正について御説明いたしますので、7ページを御覧ください。

第2表 債務負担行為補正です。

今回、タブレット端末更新事業を1件追加しております。期間は令和6年度から令和7年度までで、限度額を1億1,200万円としています。

この債務負担行為は、GIGAスクール構想による1人1台のタブレット端末の更新を行う

ためのもので、調達に係る契約を今年度、完了は来年度を見込むため、債務負担行為を設定するものであります。

8ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正です。

地方債補正で追加3件、変更2件ございます。

追加の1つ目は、河川等緊急浚渫事業です。起債限度額は140万円としています。これは、普通河川の土砂しゅんせつを行う事業の財源として発行するものです。

2つ目は、中公民館非常用発電機更新事業です。限度額は610万円です。これは、中公民館消火ポンプ用の非常用発電機の更新をするための財源とするものです。

3つ目は、伏見地区法面对策事業です。限度額を900万円としています。これは、伏見地区稲荷台団地の急傾斜地崩壊対策を図るための工事設計に充てるものです。

続いて、変更でございます。

9ページを御覧ください。

変更の1つ目は河川改修事業ですが、補正前限度額6,150万円に700万円追加し、補正後限度額を6,850万円とするものです。これは、井尻川改修事業に伴うものです。

最後に、学校施設バリアフリー改修事業です。補正前限度額540万円に410万円追加し、補正後限度額を950万円とするものです。これは、上之郷小学校の屋外にスロープを設置する改修工事を行うものです。

12ページをお願いいたします。

歳入について御説明いたします。

一番上、款10地方特例交付金2,104万7,000円と、その下、款11地方交付税1億6,932万3,000円は交付額確定による増額です。

款15国庫支出金、目01民生費国庫負担金3,295万7,000円は、児童手当の制度改正に伴う対象範囲の拡充に対する増額です。

その下、目02民生費国庫補助金2億6,505万8,000円は、児童手当の制度改正に伴うシステム改修等に対する補助金と物価高騰対応の民生費分の給付金事業の実施に伴う増額です。

目03衛生費国庫補助金2,720万円は、1か月児健康診査支援事業の補助金と物価高騰対応の水道料金減免事業の実施に伴う増額です。

目05教育費国庫補助金、節01教育総務費補助金は、公立学校情報機器整備費補助金の県補助金への予算の組替えに伴う990万円の減額、節05保健体育費補助金は物価高騰対応の給食費補助事業の実施に伴う1,086万4,000円の増額です。

目03教育費委託金は、地域スポーツクラブ活動体制整備事業の県委託金への予算の組替えに

伴う減額。

款16県支出金、目01民生費県負担金、節01社会福祉費負担金は国民健康保険税本算定に伴う483万9,000円の減額、節02児童福祉費負担金は児童手当の制度改正に伴う対象範囲の拡充に対する県負担金として421万1,000円の増額です。

次のページをお願いします。

一番上です。目01総務費県補助金は、地方就職学生支援事業の実施に伴う補助金として8万3,000円の追加。

目05教育費委託金は、地域スポーツクラブ活動体制整備事業の国庫支出金からの予算の組替えで183万円を増額しております。

款19繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正に伴い、余剰額相当額を財政調整基金の取崩しの減で対応をするものです。

項02特別会計繰入金、目01後期高齢者医療特別会計繰入金と、次のページの目02介護保険特別会計繰入金は、令和5年度決算に基づく繰入金です。

款20繰越金6,952万6,000円は、令和5年度決算余剰金の確定による増額です。

款21諸収入、目06雑入、節01総務費雑入は、上之郷無水道地区対策協議会の事業分担の精算金。

節02民生費雑入は後期高齢者医療療養給付費負担金と低所得者保険料軽減負担金の精算金になります。

16ページをお願いいたします。

款22町債は、先ほど地方債補正で御説明したとおりです。

続いて、歳出について御説明いたしますので、17ページをお願いいたします。

今回、4月の人事異動に伴う給与費の補正を行っておりますが、説明については省略いたします。

款02総務費、目05財産管理費、節11役務費は、町有地払下げに伴う鑑定料として手数料を増額しています。

節12委託料は、伏見稻荷台団地の急傾斜地崩壊対策を図るための工事設計業務として903万4,000円を追加しています。

節17備品購入費は、防犯対策のため、庁舎の屋外・屋内に防犯カメラを設置するため202万7,000円を追加。

目08まちづくり推進費、節10需用費は、御嶽宿わいわい館の交流棟の階段の修繕料を増額しております。

目10地方創生事業費、節18負担金、補助及び交付金は、東京圏内のキャンパスに通う大学生

が岐阜県内の企業への採用活動に参加するため、交通費支援として補助金を追加しております。

一番下の目14自治振興費、節14工事請負費は、伏見地区の看板の老朽化に伴う撤去工事費の追加です。

18ページをお願いいたします。

一番上の節18負担金、補助及び交付金は、地区集会場の屋根等の腐食による工事補助金として16万2,000円を増額。

目15諸費、過誤納金還付金として2,900万円増額しています。これは、過年度分の国・県補助金の精算による返還分や税金の還付見込みに基づき、必要な額を計上しております。

その下、目16基金費は、財政調整基金積立金を9,476万4,000円補正しています。これは、地方財政法に基づき、決算余剰金の2分の1以上を積み立てるものであります。

19ページをお願いいたします。

款03民生費、目02国保年金事務等取扱費、節27繰出金は、国民健康保険税本算定に伴う補正になります。

20ページをお願いいたします。

一番上です。目05介護保険費の節27繰出金は、過年度分の精算による繰出金の補正になります。

目10物価高騰対策費は、住民税非課税世帯等への給付金事業及び定額減税に伴う調整給付金事業の実施に伴い、2億6,327万6,000円を増額しております。

21ページをお願いします。

目01児童福祉総務費の節10需用費、節11役務費、節12委託料、節19扶助費については、児童手当の制度改正に伴い、対象範囲等の拡充による支給額や事務経費等を増額しております。

節18負担金、補助及び交付金の地区児童公園等福祉施設整備費補助金については、自治会からの申請増に対応するための増額です。

22ページをお願いいたします。

款04衛生費、目03母子保健費、節12委託料は、1か月児健康診査委託料として10万円追加しております。

目06環境衛生費、節10需用費は、自治会へのごみ袋配布等に伴い、プラスチック製容器包装分別収集指定袋の在庫不足による103万7,000円の増額。

目01し尿塵芥処理費、節10需用費についても、自治会へのごみ袋配布等に伴い、可燃ごみ袋の在庫不足による257万8,000円の増額です。

23ページをお願いいたします。

一番上です。款04衛生費、目01上水道費は、物価高騰対応の水道料金減免事業の実施に要す

る経費を追加しております。

24ページをお願いします。

一番下のところです。款08土木費、目01土木総務費、節12委託料は、町道の通行に支障となる枝の除伐等を実施するため、402万1,000円を増額しています。

25ページをお願いします。

一番上のところです。目02道路維持費の節13使用料及び賃借料は、町道側溝等の堆積土砂の撤去に伴う機械等借上料として173万7,000円の増額。

節14工事請負費は、道路安全維持のため雨水マンホール蓋の交換や区画線の引き直しなど、道路維持工事費として1,883万7,000円を増額しております。

目02河川維持費は、河川の堆積土砂の撤去に伴う機械借上料として146万7,000円を増額しております。

27ページをお願いします。

款10教育費、目02事務局費、節07報償費は、地域スポーツクラブ活動体制整備事業の事業内容の見直しにより63万円を減額。この減額に伴い、節10需用費54万5,000円と節11役務費8万5,000円をそれぞれ増額しております。

節17備品購入費は、タブレット端末の更新について、全タブレット端末を一度に更新するため債務負担行為を設定しましたので、一部更新としておりました備品購入費を減額しております。

目01学校管理費は、上之郷小学校に屋外スロープを設置するための改修工事として、547万8,000円を増額しております。

28ページをお願いします。

款10教育費の目02公民館費、節14工事請負費は、中公民館消火ポンプ用の非常用発電機の故障に伴い617万9,000円の増額。

目07郷土館費、節12委託料は、「清流の国ぎふ」文化祭への参加意欲の高揚を図るため、情報発信等の業務を委託いたします。

その下、目01保健体育総務費、節14工事請負費は、伏見小学校大規模改造工事による仮校舎建設に伴い、伏見グラウンドが避難場所となることを想定して照明設備を設置するための増額であります。

目03学校給食センター費、節10需用費は、臨時的修繕等に対応するための修繕料と、給食材料の高騰に伴い、賄い材料費を増額しております。

次のページ、29ページをお願いします。

款12公債費、目01元金と目02利子は、それぞれ発行額の確定や利率見直し等の実績に基づき、

必要となる所要額を補正しています。

30ページから32ページには給与費明細書、33ページには債務負担行為に関する調書、34ページには地方債の現在高の見込みに関する調書をおつけしておりますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第43号 令和6年度一般会計補正予算（第3号）についての説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（大沢まり子さん）

議案第44号 令和6年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第45号 令和6年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第46号 令和6年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、以上3件、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 大久保嘉博さん。

保険長寿課長（大久保嘉博さん）

それでは、議案第44号、第45号、第46号の3件を続けて御説明させていただきます。

初めに、議案第44号 令和6年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

補正予算書つづりの36ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,011万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億7,511万5,000円とするものです。

明細について説明をさせていただきます。

40ページをお願いいたします。

歳入です。

款01国民健康保険税、項01国民健康保険税、目01一般被保険者国民健康保険税は、本算定による補正で2,747万1,000円の減額となります。

款05繰入金、項01他会計繰入金、目01一般会計繰入金は、国民健康保険税の本算定による保険基盤安定繰入金の減額などで564万2,000円の減額となります。

その下、項02基金繰入金、目01国民健康保険基金繰入金は、歳入歳出額の調整のため1,200万円の増額となります。

41ページをお願いいたします。

款06繰越金は、令和5年度の実質収支確定により3,122万8,000円の増額となります。

42ページをお願いいたします。

歳出です。

款01総務費、項01総務管理費、目01一般管理費は、中間サーバーなどに登録されているデータ確認に係るシステム改修委託、こちらマイナンバー移行に対するところがございますが、こちらのシステム改修委託で59万4,000円の増額となります。

その下、項02徴税费、目01賦課徴収費は資格確認書作成費として21万4,000円の増額となります。

款03国民健康保険事業費納付金は、項01医療給付費分、その下、項02後期高齢者支援金等分、43ページの上から2段目になりますが、項03介護納付金分、ともに保険税の本算定による保険基盤安定繰入金の減額に伴う財源内訳の変更となります。

款04保健事業費、項02特定健康診査等事業費は、人件費の増額で2万円の増額となります。

款06諸支出金、項01償還金及び還付加算金、目02償還金は、令和5年度普通交付分の保険給付費等交付金の精算により償還金として977万4,000円の増額となります。

44ページをお願いいたします。

款07予備費は、歳入歳出額の調整により48万7,000円の減額となります。

45ページは人件費の明細となります。お目通しをお願いいたします。

以上で、議案第44号 令和6年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

続きまして、議案第45号 令和6年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

補正予算書つづりの48ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ599万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億2,899万5,000円とするものです。

では、明細について説明させていただきますので、51ページをお願いいたします。

上段、歳入です。

款06繰越金は、令和5年度の実質収支確定により599万5,000円の増額となります。

次に、下段、歳出です。

款04諸支出金、項02繰出金、目01一般会計繰出金は、令和5年度事務費繰入金の精算に伴い59万5,000円の増額となります。

款05予備費は、歳入歳出額調整として540万円の増額となります。

以上で、議案第45号 令和6年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

最後に、議案第46号 令和6年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明をさせていただきます。

補正予算書つづりの54ページをお願いいたします。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,212万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億8,412万6,000円とし、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万円を追加し、歳入歳出予算の総額を116万円とするものです。

それでは、保険事業勘定の明細から説明をさせていただきますので、61ページをお願いいたします。

歳入です。

款01保険料、項01介護保険料は介護保険料の本算定によるもので、特別徴収分、普通徴収分を合わせて2,059万1,000円の増額となります。

款04支払基金交付金、項01支払基金交付金、目02地域支援事業交付金は、令和5年度の介護予防事業分の地域支援事業の精算に伴い、10万3,000円の増額となります。

款06繰入金、項01一般会計繰入金、目02、介護予防事業分の地域支援事業繰入金は、令和5年年度の精算に伴い4万8,000円の増額。

目04低所得者保険料軽減繰入金は、令和5年度の精算に伴い39万9,000円の増額となり、項全体では44万7,000円の増額となります。

62ページをお願いいたします。

款06繰入金、項02介護サービス事業勘定繰入金は、令和5年度介護サービス事業勘定繰越金の繰入れで16万円の増額となります。

款08繰越金は、令和5年実質収支確定により1億1,081万7,000円の増額となります。

款09諸収入、項01雑入、目03利用者負担金は、医療・介護連携研修会参加者負担金により8,000円の増額となります。

63ページをお願いいたします。

歳出です。

款03基金積立金、項01基金積立金、目01介護給付費準備基金積立金は、令和5年度の決算に伴う繰越金等を介護給付費準備基金に積み立てるため、6,900万円の増額となります。

款04諸支出金、項01償還金及び還付加算金、目02償還金は、支払基金からの令和5年度の介護給付費交付金等の精算で5,889万5,000円の増額となります。

その下、項02繰出金、目01一般会計繰出金は、令和5年度の介護給付費繰入金、地域支援事業費繰入金などの精算で603万7,000円の増額となります。

64ページをお願いいたします。

款05地域支援事業費、項02包括的支援事業・任意事業費は、人事異動、地域包括支援センタ

一委託に伴う人件費の補正で、219万5,000円の減額となります。

款06予備費は、歳入歳出額調整として38万9,000円の増額となります。

65ページと66ページは人件費の明細となりますので、お目通しをお願いいたします。

続きまして、介護サービス事業勘定の明細について御説明をさせていただきます。

69ページをお願いいたします。

上段、歳入です。

款01繰越金は、令和5年度実質収支確定により16万円の増額となります。

続きまして、下段、歳出です。

款01諸支出費、項01繰出金、目01保険事業勘定繰出金は、令和5年度の介護サービス事業勘定繰越金の確定に伴い、保険事業勘定への繰り出しとして16万円の増額となります。

以上で、議案第44号、第45号、第46号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（大沢まり子さん）

議案第47号 令和6年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 可児英治さん。

上下水道課長（可児英治さん）

それでは、議案第47号 令和6年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

お手元の補正予算つづり72ページをお願いいたします。

今回は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し支援を実施するため、水道基本料金の3か月分を減免するための補正予算であります。

第1条は、補正予算を定める総則。

第2条は、水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額の補正で、収入・支出ともに89万6,000円を増額し、6億1,689万6,000円とするものです。

第3条では、水道料金の減免実施のため一般会計からの補助を受ける金額を2,699万6,000円に補正しております。

次の73ページの補正予算実施計画、74ページからの予定貸借対照表は後ほどお目通しいたゞき、78ページの補正予算実施計画明細書を御説明いたします。

収益的収入及び支出といたしまして、収入の款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益、節1水道使用料は2,610万円の減額。

項2営業外収益、目5他会計補助金、節1他会計補助金は2,699万6,000円の皆増です。

支出の款1水道事業費用、項1営業費用、目4総係費、節22委託料は、料金システム改修業務等委託料84万5,000円の増。

節23印刷製本費は、減免案内周知文書印刷費5万1,000円の増です。

次の79ページからの予定キャッシュ・フロー計算書は後ほどお目通しください。

以上で、議案第47号 令和6年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

議長（大沢まり子さん）

次に、条例案件についてです。

議案第48号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 大久保嘉博さん。

保険長寿課長（大久保嘉博さん）

議案第48号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明させていただきます。

なお、今回の条例改正は、昨年9月の定例会で御審議いただきました条例改正の施行前に追加で改正するものでございます。

お手元の議案書つづりは9ページになりますが、資料つづりにて御説明させていただきますので、資料つづりの4ページをお願いいたします。

改正の趣旨でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令を受け、関係する条例の改正を行うものでございます。

改正の内容は、附則の改正2点となります。

1点目は施行日の改正で、「公布の日から起算して1年6月を超えない範囲において規則で定める日」といったものを「令和6年12月2日」に、2点目は罰則の適用に関する経過措置の追加となります。

施行日は、公布の日となります。

以上で、議案第48号について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願をいたします。

議長（大沢まり子さん）

ここで暫時休憩いたします。再開予定時刻は11時40分とします。

午前11時34分 休憩

議長（大沢まり子さん）

休憩を解いて再開します。

議案の審議及び採決

議長（大沢まり子さん）

日程第5、議案の審議及び採決を行います。

承認第7号、令和6年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第7号、令和6年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、承認第7号は原案のとおり承認することに決定しました。

議長（大沢まり子さん）

議案第40号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第40号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて採決を行います。

本件に対する議案の意見については適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、本件に対する議会の意見については適任とすることに決定しました。

議長（大沢まり子さん）

議案第41号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第41号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて採決を行います。

本件に対する議会の意見については適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、本件に対する議会の意見については適任とすることに決定しました。

議長（大沢まり子さん）

議案第42号 御嵩町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第42号 御嵩町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第42号は原案のとおり同意することに決定しました。

議長（大沢まり子さん）

議案第43号 令和6年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

10番 高山由行さん。

10番（高山由行さん）

御嵩町一般会計補正予算（第3号）について、2点ほどお伺いします。

まず、私の聞き逃しや理解が不十分なところがありましたら、また説明していただきたいと思えます。

補正予算書18ページの最上段の目15諸費、節22償還金、利子及び割引料が2,900万円になっておりますが、あまりにもこの数字が大きくて少しお聞きしたいんですが、先ほど総務課長からの説明もありましたが、予定していた予算の倍以上の金額の補正であります。昨年の9月の補正を見ましても約800万円ということで、額が大きいですので少しお聞きします。どういう理由がありましたか。今回、過誤納還付金が多くなる理由が、特別な理由があったのか、法人税のこの還付金が大きいのものがまた出たのか、そこら辺の説明をお願いします。

2つ目です。補正予算書28ページの上段、目02の公民館費、節14の工事請負費617万9,000円ですが、中公の非常用発電機の修理ということですが、修理なのか、新品なのか、発電機が壊れていたのか、その時期は定期検査のときに発覚したのか、そこら辺の時期等もお教えいただければうれしいです。いつ故障の不具合が、壊れていたのか、発覚したのか、教えてください。

以上2点、よろしく申し上げます。

議長（大沢まり子さん）

総務課長 土谷浩輝さん。

総務課長（土谷浩輝さん）

それでは、今の高山議員の質問にお答えさせていただきます。

過誤納還付金は、国や県からの補助金等について、概算請求に基づき、補助金を受け取っています。その後、実績報告に基づいて、受け取り過ぎた分は補助金等の還付があれば還付することになります。今回、個々の事業でそれぞれ還付金が多かったということが主な要因ではありますが、令和5年度につきましては見込みの差が少し大きかったということになります。

主立った事業ということであると、福祉課の事業であります、多く事業が今回ありましたので、その分の還付金が多かったということになります。以上でございます。

議長（大沢まり子さん）

生涯学習課長 日比野克彦さん。

生涯学習課長（日比野克彦さん）

それでは、2つ目の御質問にお答えいたします。

中公民館の消火ポンプ用の非常用発電機の補正でありますけれども、故障したのが、今年3月に行った電気保安点検で発覚したものであります。それを受けて業者に調査をしてもらったところ、設置してから40年以上経過しているということで修理ができないということでしたので、今回、新品に取替えを行う工事でございます。以上です。

議長（大沢まり子さん）

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

補正予算書の17ページお願いします。総務費の地方就職学生支援金11万円ということなんです、少額ではありますが、この支援金の具体的内容、目的、それから対象者、支援金の範囲、交通費と書いてありますけど、どういう交通費なのかちょっと分からないですし、あと、

支援金をもらうための具体的な手続というのはどうやってやるのかなど。あと、この11万円の予算の根拠ですね。

あわせて、この時期に補正として上がってくるというのは何かちょっと唐突な感じなんです。が、国とか県の事業が決まって御嵩町に下りてきたものなのか、その辺の背景が分かれば教えてください。以上です。

議長（大沢まり子さん）

企画課長 山田敏寛さん。

企画課長（山田敏寛さん）

まず、この時期についてですけれども、国が制度設計をした新規事業ということでございます。事業実施の主体は地方公共団体ということで、岐阜県がこの補助金交付要綱を令和6年4月1日に制定しまして制度の詳細な案内と活用の促しがあったところでございます。

目的は、県としては、人口減少社会においても県内地域が活力を保ち続けるために地域の将来を支える人を呼び込むという視点でありまして、町としても同様でありまして、町内への移住を伴う県内就職を図るものでございます。

対象者は東京圏内、これは東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県に居住し、本部が東京都内にある大学の東京圏内のキャンパスに在学する卒業年度の学部生でありまして、岐阜県内の企業の採用選考に参加し、その企業に就職し、卒業後に御嵩町に移住する者であります。

支援金は、就職選考に参加するための往復交通費、上限1万1,000円となります。

手続につきましては、内定が決まった後に申請書、それから在学証明書、交通費の領収書、内定先企業による証明書等必要な添付書類を提出、これは郵送を想定していますが、提出していただくものでございます。

算出根拠は、往復で上限の1万1,000円は超えるものと考えまして、想定として10人を見込みまして、1万1,000円掛ける10人ということで11万円となっております。

唐突ではないかということでもありますけれども、人口減少等の危機感がある中で取り組まない手はないと考え、早急に対応したもので、県内で補助しようとする市町が御嵩町を含め、今のところまだ半分程度ということですので、乗り遅れず先行して取り組むものでございます。お願いします。

議長（大沢まり子さん）

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

8番 奥村悟さん。

8番（奥村 悟さん）

大きく2点お願いします。

まず、21ページですけれども、児童福祉費の補助金ですね。地区児童公園等福祉施設整備費補助金というのがありますが、これは少しちょっと分かりかねますので教えていただきたいんですが。

これについては、先ほど自治会要望で10万円補正ということだったんですが、過去を見ますと毎年大体20万円予算措置されていて、令和4年度は全額不用額、昨年度は19万9,650円ということで20万円以内で収まっておりますけれども、この10万円、どういう中身なのか、何に使われるのか、あと20万円の執行済みがあれば、その内訳も教えていただいて、今後こういった補助金が増えてくるのかも教えてください。

もう一点ですが、補正予算書の28ページ、保健体育費の学校給食センター費の修繕料ですね。これは給食センターの網戸の設置ということで高温多湿化を改善するために給食センターの内側に網戸を設置するというふうに聞いておりますけれども、熱中症予防対策ならば、暑くなる前の6月の補正でもよかったかなと思いますが、今回この9月補正でというのはどうしてなのか。

ちょっとホームページを見せてもらいましたが、8月2日に入札を終えて業者も決まっているようですけれども、その入札執行結果一覧表を見せてもらったんですけれども、この金額は240万9,000円ということで契約が決まっておりますけれども、ただ網戸の交換だけでこれだけの高額なお金がかかるのか、その辺の中身を少し教えていただきたいので、よろしくお願いたします。

議長（大沢まり子さん）

福祉子ども課長 古川孝さん。

福祉子ども課長（古川 孝さん）

それでは、奥村議員の1点目の質問に対してお答えいたします。

こちらの補助金ですが、自治会等で管理していただいております児童公園の整備等に対する補助金となります。主に遊具の整備ですとか、遊具の撤去等に対して補助をしております。補助対象経費の2分の1以内、上限は10万円という形で補助しておるわけですけれども、今年度当初予算20万円組んでおりましたが、既に2つの自治会のほうから交付申請のほうが出ておまして、既に2つ交付決定のほうがされております。今後の交付申請等に備えまして10万円増額補正するものです。

現在ですが、1つの自治会のほうから、まだ正式な申請は出てきておりませんが、相談を受けているような状況であります。以上です。

議長（大沢まり子さん）

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

それでは、2点目の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

給食センターの網戸の設置につきましては、昨年、調理員の方が熱中症になったり、車座懇談会のほうで何とか対策をしていただきたいという話もありまして、空調機器の更新などの検討をしておりました。今年度に入りまして給食の運営事業者といろいろ懇談していた中で、食器洗浄をするスペースのところに網戸が設置されると風も通って暑さ対策ができるので、そんなことをやってもらえるとありがたいという話がありましたので、それに対応する形で網戸の修繕のほうを発注させていただきました。

網戸の修繕費が高いということですが、網戸につきましては、間口が4メートル、高さが3メートルほどの大きい網戸で、既製品で対応できないということがございます。そのため、枠とか網戸の中身とかも特注で作っていただく必要がございますので、これだけの費用がかかるというものでございます。

今回補正につきましては網戸の修繕というような説明をさせていただきましたが、網戸の修繕につきましては当初予算に組んでございます需用費の中で予算を一度執行させていただきました。これを執行したことによりまして、今後臨時に発生する緊急修繕に伴う費用がちょっと足りなくなってしまうということで、緊急修繕に伴う費用、網戸の支出額相当分になりますけど、それを補正予算で計上させていただきましたので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子さん）

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

3番 山田徹さん。

3番（山田 徹さん）

31ページの人件費ですけれども、今回、この職員手当の部分で一番右の時間外勤務手当が485万1,000円あるということで、その理由が人事異動等による増減だということなんですけれども、この配分のほうが人事異動だけなのかどうかということで、ほかの配分を見ますと、どこも減っているところはない、増えたところばかりということで、特に23ページの農業総務費では、こちらに時間外勤務手当113万8,000円というような、ちょっと金額では大きい数字が出ておりまして、あと、みたけ会館費とか介護保険費のほうも70万円ほどの、19ページになりますけれども、増えておるばかりなんです。人事異動だけだと、人の入り張りがありますので、どこかで減ってしかるべきかなというような考えもあるんですけれども、その辺りは増え

ている理由ですね、この時間外勤務手当が。

それと分かれば、例えばこの農林総務費のところはどのくらいの時間外をやるというような想定で増額をされておられるのか。職員数にもよると思うんですけども、その辺りもデータがあったら教えていただきたいんですけども、よろしく願いいたします。

議長（大沢まり子さん）

総務課長 土谷浩輝さん。

総務課長（土谷浩輝さん）

それでは、今の山田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

時間外勤務手当の増額していることについて、人事異動に伴いまして担当者の時間外の単価が上がったというところも要因の一つにはあります。

また、先ほど農業総務費の時間外についてありましたが、農業総務費では国の制度改正に伴い本年度中に作成することとなっている地域計画の作成という業務がございまして、その点が増加したということです。

また、ほかの部署でも物価高騰対応事業の実施に伴う事前の準備や、また派遣している職員の職場内で職員が減少したというようなことも伴いまして業務量が増えておるということもございます。

要因は多々ありますが、人事担当といたしまして、時間外が増えることで職員が体調を崩さないよう職員の健康管理には十分注意していきたいと思っておりますし、先ほどデータというお話でしたけど、今、手元には持ち合わせていないので、よろしく願いいたします。以上です。

議長（大沢まり子さん）

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

5番 可児さとみさん。

5番（可児さとみさん）

それでは、28ページの教育費、郷土館費の委託料ということで、これは「清流の国ぎふ」文化祭情報発信業務委託と書いてありますが、こちらは具体的に、周知のほうはいつもやっていらっしゃると思うんですけども、これは皆さんの参加を促すためにやられると思うんですけど、具体的にはどのような方法で、またこちらからこのような方法でやってほしいというような意思を伝えて、どのような計画が現在されていますか。

議長（大沢まり子さん）

生涯学習課長 日比野克彦さん。

生涯学習課長（日比野克彦さん）

可児議員の御質問にお答えをさせていただきます。

この委託料でございますけれども、来月から国民文化祭が始まるわけでありますが、この国民文化祭というのが国内最大の文化の祭典ということでありまして、町内外を問わず一層の参加意欲を図るために、今回、業者に参加特典の周知や実施に関する業務を委託するものでございます。

具体的には、会場を回っていただいた際に抽せんで、みたけのええもんなどが当たるような、そういったイベントを企画しておりまして、その業務全般を委託するものでございますので、御理解いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（大沢まり子さん）

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子さん）

1点だけお願いいたします。

22ページの衛生費のところの消耗品費で、ごみ袋の発注なんですけれども、在庫不足ということですが、今回のこの補正で、これでどれだけの分が賄えるのか、来年の分も見越して発注しているのかという、その点が1点。

それから、もう一つは、自治会に配られたのは中の袋ですね。今度、10月にも配布いただけるということなんですけれども、説明をお聞きしたときには大の袋が16万枚ということで、大のほうが大変多いわけですが、その理由が何かあれば。中が足りなくなるんなら中が足りなくなるんじゃないかなと思ったんですが、その理由があれば、教えてください。

議長（大沢まり子さん）

住民環境課長 金子文仁さん。

住民環境課長（金子文仁さん）

それでは、お答えさせていただきます。

まず1点目ですが、今回購入分でどの程度もつのかという趣旨だと思いますけれども、令和5年度の販売実績から今回見込みを出しました場合、今回補正をしないと3月の在庫数に不足が生じる可能性が出てきたというところでございます。その影響は令和7年度まで及ぶというところでございます。

発注から納品まで約半年程度かかりますので、9月に早速契約、発注をすれば、2月頃には納品をされまして3月の不足分が解消される見込みでございます。

令和7年度につきましては、また4月に発注をいたしますが、先ほど申しましたように納品

まで半年程度かかるというところですので、その場合、納品が大体10月頃というふうになると
思います。ですので、それまでもたせるというところで今回補正をさせていただきますし、今
回補正でお認めいただければ、それまでもつ見込みということでございます。

それから、2点目ですが、大袋の補正ということでございますが、自治会のほうには中袋を
配布いたしました。これにより不足した中袋を補うために今年度の大袋の発注分を中袋分に
充てさせていただきます。中袋の発注数を増やすことにより対応いたしました。そのため、
今後大袋が今度不足する可能性がありますので、大袋を発注するために大袋分も補正するもの
でございます。以上です。

議長（大沢まり子さん）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第43号 令和6年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について採決を行いま
す。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開時刻は1時といたします。よろしくお願ひします。

午後0時06分 休憩

午後1時00分 再開

議長（大沢まり子さん）

休憩を解いて再開します。

議長（大沢まり子さん）

議案第44号 令和6年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題と

します。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第44号 令和6年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子さん）

議案第45号 令和6年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第45号 令和6年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子さん）

議案第46号 令和6年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第46号 令和6年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子さん）

議案第47号 令和6年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第47号 令和6年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

散会の宣告

議長（大沢まり子さん）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は9月11日午前9時より開会しますので、よろしく願いいたします。

これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後1時04分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 大 沢 まり子

署 名 議 員 広 川 大 介

署 名 議 員 山 田 徹